

(仮称) 一条・旭スポーツ文化活動振興会

設 立 総 会



日時 令和7年8月26日(火)

会場 宇都宮市立旭中学校体育館

次 第

1 開 会

2 趣旨説明

3 生徒代表あいさつ

4 来賓紹介・ごあいさつ

宇都宮市教育委員会学校健康課長 山口 多賀子 様

5 議長団選出

6 議 事

(1) 第1号議案 団体名称について

(2) 第2号議案 会則について

(3) 第3号議案 組織および役員の選出について

(4) 第4号議案 地域クラブ加入者会費および指導者謝金について

(5) 第5号議案 R7年度事業計画について

(6) 第6号議案 R7年度予算案について

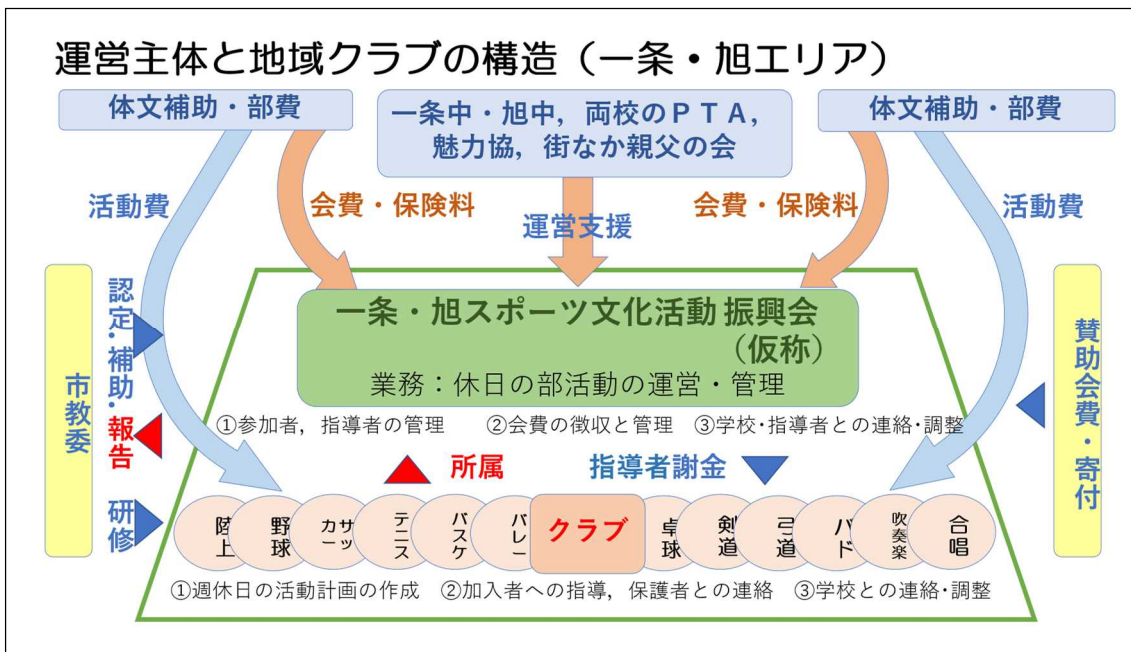
(7) その他

(8) 役員紹介

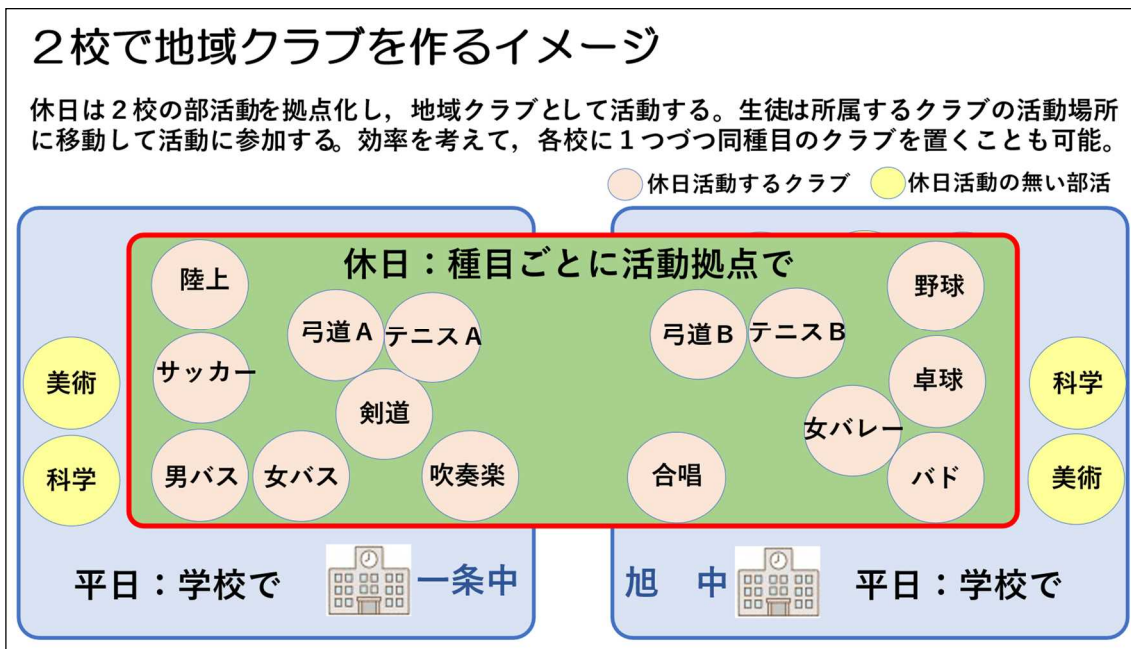
7 諸連絡

8 閉 会

■趣旨説明 一条中・旭中の部活動地域展開の進め方

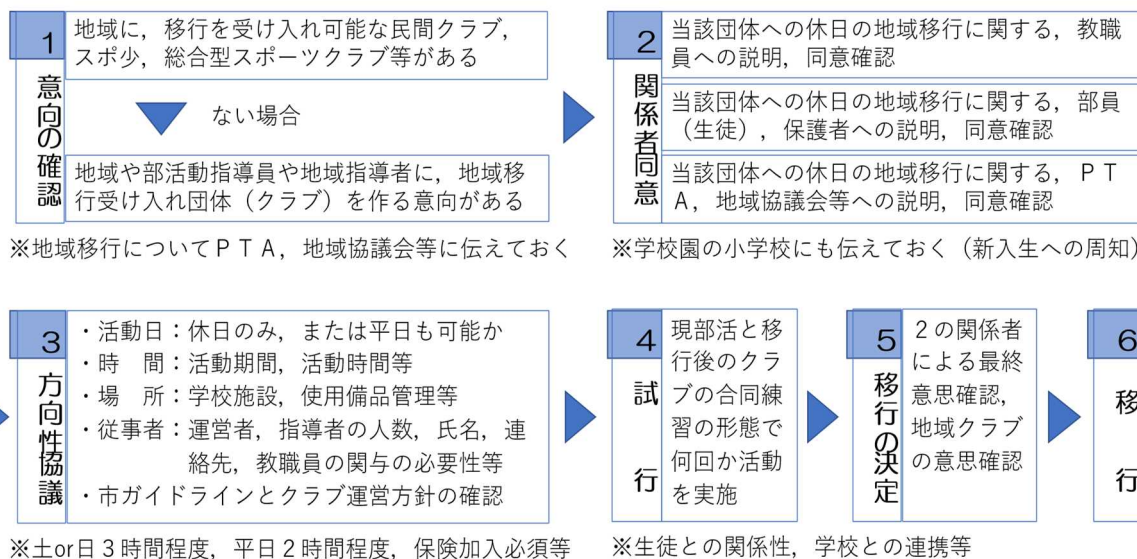


本日、地域クラブ活動を管理運営する地域団体が設立されます。今後は、部活動ごとに地域クラブを結成していきます。



部員数や競技の特性、活動施設等を考えて、可能なものは二校合同で、そうでないものは各校で地域クラブを結成します。(R9年度末までを目標に)

休日の地域展開の進め方



まず、部活動ごとに移行の方法を検討します。指導者の確保がカギです。市教委のコーディネーターの支援を受けながら進めていきます。

第1号議案

団体名称について

一条中・旭中部活動地域連携・移行検討委員会において、生徒の総意を尊重するべきとの結論を得た。一条中、旭中両校の生徒会が14の名称案を作成、検討委員会で6案に絞った上、全校生徒を対象に投票を実施した結果、下表の通りとなった。

【名称案と投票結果】

順位	得票割合	名称案	名称の由来・そこに込めた思い
2	23.2%	あさいち	旭と一条の頭文字2文字をとった。
4	13.4%	心を燃やせ「宇陽」	旭、一条のスローガンを組み合わせた「心を燃やせ」と、古くから宇都宮の中心地を表す言葉「宇陽」を用いた。
5	8.5%	宇都宮一旭 (いちあさ)	二つの学校名を入れ、お互いの中を深めてほしいという思いから。
1	32.7%	一旭会 (いっきょくかい)	2校の学校名組み合わせ、鋭い音の響きがメンバーやチームの強さを表すようにした。
3	15.9%	京天神クラブ (きょうてんじん)	2校の取材地「京町」「天神町」を組み合わせた。「京」「天」「神」という強い漢字の組み合わせになった。
6	5.0%	宇都宮部活動推進クラブ	最初に始めたところだけが名乗ることができる名称として考えた。

検討委員会では、この投票結果を最大限に反映するとともに、本会の設立趣旨や方向性を表し、対外的にもアピール度の高い名称となるように本体名を補うサブネームもつけるなど、表現方法に磨きをかけ、先日行われた第4回検討委員会において最終案を決定するに至った。

団体名称

一旭会 に決まりました

(仮称) 一条・旭スポーツ・文化活動振興会 会則 ~~＝(案)＝~~

第1章 総 則

第1条（名称，設立及び事務局）本会は，一 旭 会といい，令和7年8月26日をもって設立する。事務局は旭中学校体育館内に置く。

第2条（目的）本会は，主に宇都宮市立一条中学校，旭中学校（以降，両校）部活動の休日活動を管理・運営し，スポーツ・文化活動の振興と子どもの健全育成を図ることを目的とする。

第3条（事業）本会は，前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 両校の部活動の休日活動の管理・運営
2. スポーツ・文化活動振興に係る事業（体験会，研修等）
3. その他，本会の目的達成のために必要な事業

第2章 主幹団体・会員

第4条（主幹団体）本会設立の母体となる両校の魅力ある学校づくり地域協議会，両校PTA，街なか親父の会を主幹団体とする。

第5条（会員・賛助会員）本会の会員は，傘下の地域クラブ加入者とする。また，本会の趣旨に賛同する団体，企業，個人を賛助会員とする。

第6条（クラブ加入者）クラブ加入者は，原則として両校の生徒とする。加入は本人の任意で，保護者の了承を要する。他校生については，その在籍する学校および在住する地域に地域クラブがない場合，特例として加入することができる。

第3章 役員・理事会

第7条（役員の選出）本会の役員は，理事会の推薦に基づき総会によって選任され，任期は1年とする。ただし，再任は妨げない。理事会は，役員により構成される。

第8条（役員名，定数）

会 長	1 名	・・・	主幹団体から選出
副会長	若干名	・・・	学校，主幹団体から選出
事務局長	1 名	・・・	主幹団体から選出
会 計	2 名	・・・	主幹団体から選出
書 記	2 名	・・・	主幹団体から選出
理 事	若干名	・・・	主幹団体，本会会員から選出
会計監査	2 名	・・・	主幹団体から選出

第9条（役員の任務）

1. 会長は事務を総括し、会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
3. 事務局長は会計、書記、運営事務を統括するとともに、会議の運営に当たる。
4. 会計は本会の会計事務を掌る。
5. 書記は議事録を整理・保管するとともに庶務に当たる。
6. 理事は、役員とともに理事会を構成し、本会の広報、渉外等に当たる。
7. 会計監査は本会会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第10条（顧問）本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会の推薦により総会で決定され、会の運営に参助する。

第11条（運営事務員）本会に運営事務員を置く。運営事務員は事務局長の指示により、クラブ員の加入管理、クラブ指導者の従事管理、各校との連絡調整等の実務に当たる。運営事務にかかる費用は、別に定める規定により本会が負担する。

第4章 会 議

第12条（会議）本会の会議は、総会、理事会、クラブ会、役員会とする。

1. 総 会 年1回 ・ ・ ・ 予算・決算、会則の改正、役員の選出を行う。
総会は、会員（クラブ会員）、各地域クラブの保護者代表、地域クラブ指導者、および主幹団体代表によって構成する。ただし、会員については、各地域クラブの生徒、保護者の代表各1名が代議員として出席することとする。
賛助会員は総会に出席できるが、議決権は持たないこととする。
2. 理事会 年3回 ・ ・ ・ 本会の事業や会計等について確認を行う。
3. クラブ会 年2回 ・ ・ ・ クラブ会員の意見をまとめ、理事会や総会に意見提案を行う。クラブ会は、各地域クラブの生徒代表各1名により構成する。
4. 役員会 総会で決議された事項の執行に当たるため、必要に応じて会長が招集する。役員会は、役員のうち会長が指名する者をもって構成する。

第5章 会計及び表簿

第13条（経費）本会の経費は、会費、寄付金その他の収入によって支弁される。傘下クラブ保護者会は、参加者から徴収した保護者会費からかまとして会費を納入する。

1. 会 費 スポーツ保険料を含むクラブ加入者年会費は別に定める。
2. 賛助会費 団体、企業年会費を一口 5,000 円、個人の賛助年会費を一口 2,000 円とする。

第14条（会計年度）本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 15 条（表簿） 本会には次の表簿を置く。

1. 会 則（会が定める諸規定を含む）
2. 会員名簿
3. 役員名簿
4. 議事録
5. 会計関係書類

第 6 章 地域クラブ

第 16 条（地域クラブ） 本会は、両校部活動の休日活動を後援するため、地域クラブを設置する。

1. 設置クラブは、陸上競技、軟式野球、バスケットボール（男女）、バレーボール（女）、サッカー、ソフトテニス（男女）、卓球、剣道、弓道、バドミントン、吹奏楽、合唱、美術、科学の 14 種とする。ただし、本会理事会の承認があれば、新規クラブの参加を妨げない。
2. 地域クラブ加入資格を原則中学生とする。ただし、各クラブの状況で中学生以外の参加が妥当である場合は、理事会の承認を経て対象を拡大することができる。クラブ加入者はスポーツ保険に加入することを必須とする。保険料は会費から賄う。
3. 地域クラブの活動費は各クラブが徴収する保護者会費によって賄う。
4. 学校部活動と共用する備品、消耗品の経費は各校と協議の上、相応に負担する。
5. 地域クラブは、クラブの方針、活動・指導計画、会計報告等、所定の文書を作成して本会理事会に提出する。

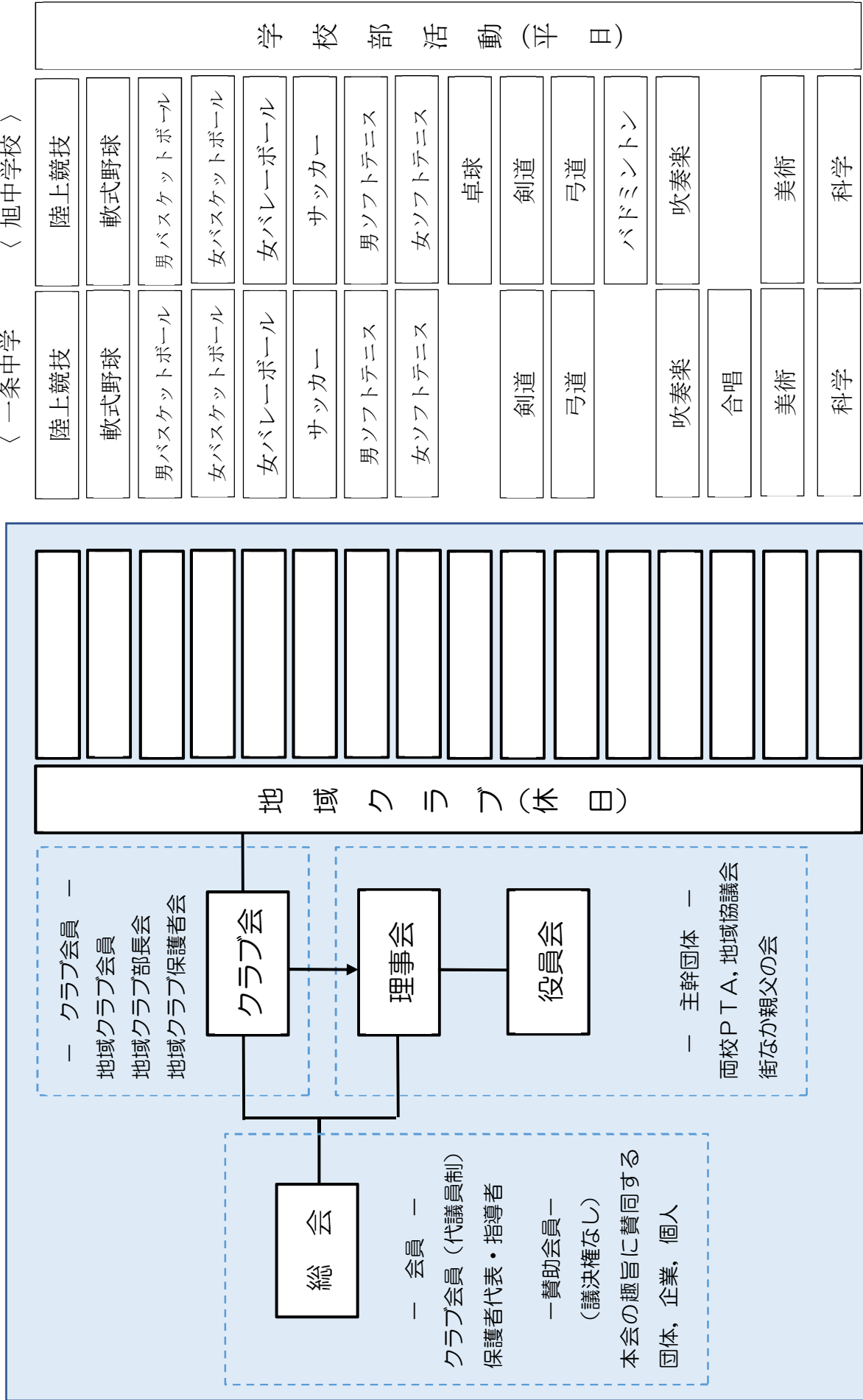
第 17 条（地域クラブ指導者）

1. 地域クラブ活動時に原則として 2 名以上の指導者を置く。指導者は、両校もしくは地域クラブの推薦に基づき、理事会が選任する。任期は 2 年とし、理事会が妥当と判断した場合は再任することができる。
2. 指導者は、本会の目的を理解するとともに、「宇都宮市部活動方針（ガイドライン）」ならびに「宇都宮市休日の部活動の地域展開方針」を順守しなければならない。不適当と判断した場合、理事会は任期途中に指導者を解任できる。
3. 指導者には、本会が別に定める規定により謝金を支払う。

附 則

- ・ 本会則は令和 7 年 8 月 26 日より実施する。

組 織 図 (案)



令和7年度役員名簿—(案)—

役 職	氏 名	所 属
会 長	稲 見 浩 一	親父の会
副 会 長	沢 根 伸 一	親父の会
副 会 長	福 田 治 久	P T A会長（一条）
副 会 長	飯 野 哲 也	P T A会長（旭）
副 会 長	山 岸 一 裕	校長（一条）
副 会 長	小 栗 英 樹	校長（旭）
事務局長	吉 野 清 史	親父の会
会 計	熊 田 浩 也	P T A（一条）
会 計	田 崎 恵	P T A（旭）
書 記	亀 井 光一郎	P T A（一条）
書 記	小 池 さつき	P T A（旭）
会計監査	服 部 俊 宏	地域協議会（一条）
会計監査	鈴 木 信 尚	地域協議会（旭）
理 事	岩 井 俊 宗	親父の会
理 事	田 中 洋 一	地域協議会（一条）
理 事	中 村 大 介	地域協議会（一条）
理 事	馬 上 剛	地域協議会（旭）
理 事	関 口 直 幸	地域協議会（旭）

運営事務員	小 池 史 子	（一条）
運営事務員	藤 本 茉莉子	（旭）

第4号議案

地域クラブ加入者会費および指導者謝金~~（案）~~

【前提】

1. 全ての子どもが等しく活動に参加できるようにすることが重要であることから、本会では、会の運営費や指導者謝金を市の補助金の他、賛助会員会費や寄付等で賄うなど、可能な限り人件費の受益者負担割合を減らせるよう努力したい。
2. 地域クラブ活動は学校管理外に種別され、スポーツ振興センターの対象外となることから、新たにスポーツ保険（800円／年程度）の加入が必須となる。
3. これまで、部活動における活動費は受益者負担（PTA体育文化後援会からの補助、各部の保護者会費）、指導者人件費は公費負担（教員、部活動指導員、部活動地域指導者）となっていた。地域指導者は、これまで市から謝金（指導に係る費用弁償として1回2,500円×20回／年）が支払われていた。
4. 部活動地域展開に係る指導者の人件費について、国は今夏を目途に、公費負担や受益者負担（保護者負担）の在り方について目安を示すとしている。

【提案】

1. 地域クラブ指導者謝金

地域クラブ活動指導者になることで指導にかかる負担（保険料負担、指導回数の増加）が増すこと、加えて最近の物価上昇等も考慮して、次の通りとしたい。

- ・ 1地域クラブ指導者当たり 1回3,000円×50回／年＝150,000円上限
- ・ 1地域クラブ1回の活動につき指導者2名分
ただし、当面3,000円のうち2,500円は市の補助金を充当する

2. 地域クラブ加入者会費

会費は、指導者謝金のうち市の補助金を除く500円分と加入者の保険料および手続きにかかる費用（振込手数料等）に充当する。

指導者謝金分については、仮に1つの地域クラブで1年間（50回）活動した場合、本会が準備すべき人件費は $500\text{円} \times 2\text{名} \times 50\text{回} = 50,000\text{円}$ である。

- ・ クラブ員20名の場合、会員負担は $50,000\text{円} \div 20 = 2,500\text{円}$ （1回50円）・・・①
- ・ クラブ員40名の場合、会員負担は $50,000\text{円} \div 40 = 1,250\text{円}$ （1回25円）・・・②

これに、保険料800円（年額）を加えた場合の会員負担は

①の場合、3,300円（1回66円）・・・③

②の場合、2,050円（1回41円）・・・④

以上のことから、賛助会費や寄付等も見込んだ上、R7年度の会費については次の通りとしたい。なお、今後結成される各地域クラブには、各部が集めていた部費（保護者会費）から会費を支出するなど、できる限り新たな保護者負担を抑える工夫をしていただきたい。

- ・ 会費 年額2,500円（保険料800円を含む）・・・活動1回当たり50円
ただし、今年度は150円×地域クラブ活動月数分＋保険料800円とする。

1 重点活動

(1) 両校部活動関係者との協議により、地域クラブ結成を進める。

目標：本年度中に4クラブ程度、令和9年度末までに、全ての部活動の休日活動を本会傘下の地域クラブ活動に転換することを目指す。

(2) 地域クラブ指導者の確保を図る。

目標：今後の少子化に伴い教職員数が減少しても現在の活動が持続できるよう、令和9年度末までに、全ての地域クラブに教職員以外の指導者を確保する。

(3) 部活動地域展開と本会設立の趣旨、今後の方向性を地域に広く理解していただき、賛助会員と寄付をできるだけ多く確保する。

目標：令和7年度は合計100,000円以上
賛助会員（団体・企業10口以上、個人10口以上）、寄付30,000円以上

2 会議

(1) 理事会 2回開催予定

内容 ・地域クラブ結成、検討状況の確認
・小学生及び保護者への説明について
・令和8年度の方針等について

(2) クラブ会 1回開催予定

内容 ・地域クラブ活動に関する意見集約

(3) 役員会 必要に応じて随時

3 令和7年度下半期予定表

月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校関係	ジュニア芸術祭 地区新人戦	県新人戦 中央祭		冬休み 	新入生保護者説明会 6年生中学校訪問		卒業式 春休み 
本会予定		役員会	クラブ会	理事会	新入生保護者説明会 新入生説明会		新年度クラブ員確認 理事会

第6号議案

R 7 年度予算—(案)—

現時点で地域クラブが結成されていないため、この予算書案は積算基準を示すものである。「仮予算」に示した数値は、あくまでも事業計画（案）どおりの成果が得られ、以下の状態となったと仮定した場合の参考値である。

- 【仮定】・今年度中に4地域クラブ（加入者数100名、登録指導者数16人）結成
・下半期25回の活動を実施
・賛助会員として団体・企業が10口、個人が10人、寄付金30,000円を獲得

■収入の部

科 目		摘要（積算基準）	仮予算
繰越金	前年度繰越金		0
会 費	クラブ加入者	(150 円×活動月数+800 円) ×クラブ員数	170, 000
	団体・企業会員	5, 000 円×団体・企業会員数	50, 000
	個人会員	2, 000 円×個人会員数	20, 000
補助金	市地域クラブ運営費補助	備品, 消耗品一式	650, 000
	市地域クラブ指導謝金補助	2, 500 円×地域クラブ数×2 名×実施回数	500, 000
寄付金	寄付金		30, 000
雑収入	雑収入		0
収入合計			1, 420, 000

■支出の部

科目		摘要（積算基準）	仮予算
管理費	クラブ員保険料	800 円×クラブ員数	80, 000
	指導者保険料	1, 850 円×指導者数	29, 600
	運営事務員人件費	1, 140 円×384 時間	437, 760
	振込手数料	振込手数料	10, 000
	会議費	お茶 150 円×20 人×3 回（理事会等）	9, 000
報償費	指導者謝金	3, 000 円×クラブ数×2 名×実施回数	600, 000
	役員・理事交通費	500 円×20 人×3 回	30, 000
事務費	事務備品購入	パソコン, プリンター, 通信機器	198, 000
	消耗品購入	印刷用紙, プリンターインク等	6, 640
	通信費	Wi-Fi 1, 200 円×7 月	8, 400
予備費	予備費		10, 600
支出合計			1, 420, 000

